

「わくわくドキドキぎふeスポーツ交流会2026」運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、新たなスポーツの一つとして注目されているeスポーツのイベントを開催し、市民がeスポーツを気軽に体験し、魅力を感じてもらうことで、eスポーツの普及促進を図ることを目的とする。

この実施要領は、「わくわくドキドキぎふeスポーツ交流会2026」運営業務委託（以下「ぎふeスポーツ交流会運営業務委託」という。）を行う事業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとする。

応募者は、この実施要領等の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

2 業務委託概要

(1) 名称

ぎふeスポーツ交流会運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「ぎふeスポーツ交流会運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）記載のとおり。

(3) 予定価格

2,350,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 業務履行期間

契約締結の日から令和8年11月30日（月）まで

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本件プロポーザルの参加表明書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定に基づく資格停止を受けていない者であること。
- (4) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (5) 市税並びに消費税及び地方消費税（公租公課）の滞納がないこと。

4 手続き等

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、下記により参加表明書等必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年7月22日（水） 17時00分まで

(2) 提出先：〒500-8701 岐阜市司町40番地1
ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課 スポーツ支援係 担当 本條、今村

(3) 提出書類

- ア ギフeスポーツ交流会運營業務委託事業者選定に係るプロポーザル参加表明書（様式第1号）
- イ 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書（様式第2号）
- ウ ギフeスポーツ交流会運營業務委託 経費見積書（様式第3号）
- エ ギフeスポーツ交流会運營業務委託 実績・店舗一覧（様式第4号）
- オ 企画提案書（任意書式）
- カ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 提出日直前3か月以内のもの
- キ 会社概要（任意書式）
（設立年月日、代表者氏名、役員構成、資本金、従業員数、事業所所在、事業内容等）
- ク 最新年度分の財務諸表の写し
- ケ 最新年度分の本店、支店又は営業所等の所在地の法人市民税の納税証明書
- コ 最新年度分の法人税並びに消費税及地方消費税の納税証明書(その3の3)

(4) 提出部数

- ア 企画提案書 7部
- イ その他書類 1部

(5) 提出方法

参加表明書等必要書類を持参又は郵送（一般書留又は簡易書留により提出期限までに必着）すること。

※ 見積書は、打合せ、本業務実施にかかる諸費用、各種手続費用を含む費用とその明細を明示すること。（様式第3号）

※ 本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加表明書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意）を上記提出期限までに持参又は郵送すること。また、上記期限以後に参加を辞退する場合も同様とする。

5 企画提案書について

(1) 企画提案書の作成内容

ア 当該業務を総合的にプロデュースし、イベント趣旨に沿った提案を具体的に記載する。

イ 提案内容が、仕様書に沿ったものであること。

ウ 業務遂行に係るスケジュールを記載する。

（業務委託契約締結後 から 当該業務終了時まで、機材搬入から当日開催期間中及び機材撤去まで）

エ 業務開催に伴う人員配置を記載する。

（準備から当日開催期間中及び機材撤去まで）

オ 司会者及びプロeスポーツ選手等の氏名・経歴・選定理由を記載する。

カ 「太鼓の達人」やeスポーツ普及に資する取り組みなどがあれば記載する。

キ 仕様書で記載のある機材以外で来場者が競技をより楽しんでいただけるために必要な資機材の追加があれば記載する。

ク ミニトーナメント大会開催時における、参加者決定方法、トーナメント実施方法、人員配置、参観者動線などを記載する。

ケ その他当該業務開催にあたり、上記以外で提案事項があれば記載する。

(2) 企画提案書作成上の留意点

ア 企画提案書はA4版とし、片面換算で10ページ以内（表紙及び目次を含む。）とする。ただし、図表などについては、A3版の用紙をA4版サイズに折り込むことも可とするが、該当ページはA4版2ページ相当分とする。

イ 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。

ウ 評価の公平性を保つため、企画提案書には、提案者を識別しうる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

エ 企画提案書は、1者につき1提案とする。

6 提出書類の取扱い

(1) 提出期限以後は、事務局の同意なく提出書類に記載された内容の変更をすることは認めない。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 提出書類は、必要な範囲において複製を作成することがある。

(4) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

(5) 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づく公開請求により公開する場合がある。

(6) 提案者から提供された個人情報、岐阜市個人情報の保護に関する法律施行条例及び岐阜市情報セキュリティポリシー等の諸規定に準じて取り扱い、受託業者の決定に係る目的以外に使用せず、第三者に情報提供しない。

(7) 提案書類の内容について、別途確認することがある。

7 質問及び回答

(1) 質問方法

所定の質問票（様式第5号）により、必ず電子メールにより提出すること。

宛先電子メールアドレス sports@city.gifu.gifu.jp

(2) 質問票提出期限

令和8年7月14日（火） 17時00分まで

(3) 質問の回答方法

質問者を伏せた形で市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(4) 質問の回答日

令和8年7月17日（金）

8 審査の方法

(1) 審査基準

岐阜市が設置する「『わくわくドキドキぎふeスポーツ交流会2026』運営業務委託事業者審査委員会」（以下「委員会」という。）で定めた評価基準に基づき、委員会で企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最優秀者1者を特定する。

※ 審査の過程で企画提案書等の内容につき事務局から質問することがある。

(2) 審査方法

ア 審査

プレゼンテーションを実施後、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、委員会で定めた評価基準に沿って審査を行う。

イ プレゼンテーション

- (ア) プレゼンテーションは、1者につき20分間とし、企画提案のポイント説明の実施を求める。その後10分程度の質疑応答を行うものとする。
- (イ) プレゼンテーションの実施順序は、参加表明があった順番を採用する。
- (ウ) プレゼンテーションは、提出済資料にて行うこととし、追加配布資料は認めない。また、提案者を識別しうる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。
- (エ) プレゼンテーションの実施に当たり使用する備品等は、全て提案者で用意することとする。コンセントは、会場内既設物を使用可とする。
- (オ) プレゼンテーションの説明者は、本業務を総括するもの又は主要な担当者とし、プロジェクターを使用する場合の操作者を含め2名以内とする。
- (カ) プレゼンテーションの実施時間、場所等の詳細については、後日文書にて通知する。

9 審査の基準

(1) 評価項目について

「わくわくドキドキぎふeスポーツ交流会2026」運営業務に係る評価項目一覧表（以下「評価項目一覧表」という。）に基づき、各評価項目の内容点を算出し、実績点、貢献点、価格点と合わせて審査を行う。最高点は、130点とする。

<評価項目一覧表>

評価項目		評価事項	配点	
実績点	事業者点	・業務を行う企業についての受託事業実績	10点	10点
貢献点	岐阜市への貢献度	・申請者の岐阜市への貢献度	20点	20点
価格点	経費見積	・経費見積額 価格点 = $40 \times ((\text{予定金額} - \text{見積金額}) / \text{予定金額})$ ※上限を10点とする	10点	10点
内容点	基本仕様等	・体験者数、来場者数を増加させる等の業務に対する理解度・積極性・取組み姿勢 ・プレゼンテーションにおいて、受け答え内容の妥当性、提案者能力	10点	40点
		・業務遂行（開催日まで及び開催当日）スケジュールの妥当性	10点	
		・業務開催（体験会、ミニトーナメント、待機列の整理など）に伴う人員配置計画及びその連絡体制	10点	
		・司会者及びプロスポーツ選手等の人選の妥当性	10点	
	独自提案	・競技タイトルやeスポーツの普及促進を図る提案	10点	50点
		・必要機材に関する提案や体験会参加希望者（待機列）を楽しませるような設えや演出の提案	10点	
		・ミニトーナメント開催時の創意工夫が見受けられまた、その実現性があるか。	10点	
		・その他当該業務を実施に係る独自提案	20点	
合計			130点	

(2) 基準点について

基準点は、（審査委員の人数×130点）の60%以上とする。

(3) 提案者が1者の場合等の取扱いについて

ア 提案者が1者のみの場合も審査を行い、審査を行った結果、基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。

イ アで基準点を満たさない場合、基準点を満たす提案者が1者もない場合又は提案者がいない場合は、再度募集を実施する。

(4) 企画提案者の失格について

次の要件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

ア 3の参加資格がない者が企画提案書を提出した場合

イ 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

ウ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合

エ プレゼンテーション当日、指定の時刻までに来場しなかった場合

オ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

カ 本件プロポーザルを公募した以後、委員会委員と本業務に関する接触を求

めた者

- キ 見積書（様式第3号）の価格が2(3)予定価格を超える者
- ク 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続の申立てがなされた場合
- ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、速やかに提案者あて文書にて通知します。なお、電話等による問合せには応じません。
- (2) 審査結果は、市ホームページで公表します。なお、審査結果において、契約候補者については提案者名、合計点及び評価項目ごとの点数を明らかにし、他の提案者については匿名で合計点及び評価項目ごとの点数を公表します。
- (3) 各審査委員の審査結果に対する異議は、一切受け付けません。

11 候補者との協議

8により最優秀者として特定された者（以下「候補者」と言う。）と事務局は、契約締結に向けて細目について協議を行う。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者は、この求めに対しては協議に応じなければならない。

なお、協議が不調のときは、8により順位づけられた上位の者から順に、契約締結に向けた交渉を行う。

12 事業者選定に係る日程

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| (1) 募集の告示 | 令和8年7月8日（水）から
令和8年7月22日（水）まで |
| (2) 質問受付 | 令和8年7月10日（金）から
令和8年7月14日（火）まで |
| (3) 質問回答 | 令和8年7月17日（金） |
| (4) 必要書類の提出期限 | 令和8年7月22日（水） |
| (5) 審査及び決定 | 令和8年7月下旬 |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年7月下旬 |
- ※ 日程については、委員会の都合で変更する場合がある。

13 事務局

岐阜市司町40番地1

岐阜市役所 ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課 担当 本條、今村

電話番号 058-214-2134

電子メールアドレス sports@city.gifu.gifu.jp

14 その他

- (1) 提案募集に参加する者は、実施要領等を熟読し、これらを遵守すること。
- (2) 提案募集に参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

- (3) 本手続きにおいて使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (4) 提案に要する費用は、全て各提案者の負担とする。
- (5) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀者を対象として、業務内容や仕様書等の契約内容を本市と協議した上で決定するものであり、業者の特定をもって、提案者の企画提案内容を全て了承するものではなく、また当該業務を委託する相手方を決定するものではない。